

契約をやめたい!と思ったら

クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは訪問販売や電話勧誘販売などで、契約してしまった後でも一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフ チェックリスト

①から⑤にあてはまればクーリング・オフできます



- 1** 契約場所は自宅や路上などの「店舗以外の場所」ですか？

 - 自宅、勤務先、喫茶店、1日だけの展示場などの営業所以外の場所。
 - 営業所以外の場所で勧誘され、営業所に連れて行かれた。(キャッチセールス)
 - 販売目的を告げられず電話などで呼び出された。(アポイントメントセールス)
- 2** 契約書の交付から「8日以内」ですか？

 - 契約書が渡されていない、契約書にクーリング・オフの記載がない等の不備がある、「クーリング・オフはできない」と言われた、脅されてクーリング・オフができなかったという場合は8日間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。
 - 取引によっては20日間のものもあります。
- 3** 次の規制の対象外の商品やサービスではないですか？

自動車・自動車リース・葬儀・電気※・都市ガス等
 ※訪問販売または電話勧誘販売で小売り電気事業者と電力の供給契約を結んだ場合、特定商取引法に基づくクーリング・オフが可能です。
- 4** 3,000円以上で購入しましたか？

訪問販売・電話勧誘販売では、3,000円未満の現金取引は、クーリング・オフはできません。商品の引渡し、代金支払いの一部を後日行う場合はクーリング・オフができます。また、訪問買い取りの場合は金額に関係なくクーリング・オフができます。
- 5** 消耗品の場合、未使用ですか？

化粧品・健康食品等の消耗品では使用した販売最小単位についてはクーリング・オフはできません。ただし書面に「使用するとクーリング・オフができない」という記載がなかったり、販売員が自ら開封したり、開封を勧めた場合はクーリング・オフが可能です。

～クーリング・オフができる取引と期間～

| 取引内容 | 適用対象 | 期間 <small>契約書を受け取った日を含む</small> |
|------------|--|---------------------------------|
| 訪問販売 | 自宅訪問や路上で声をかけ営業所などへ連れて行くなど不意打ち的な販売方法による契約 店舗外での訪問販売の催眠(SF)商法、キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む | 8日間以内 |
| 電話勧誘販売 | 電話勧誘による契約 | |
| 特定継続的役務提供 | 1か月を超え契約金額が5万円を超える エステ、一定の美容医療 2か月を超え契約金額が5万円を超える 語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス | |
| 訪問購入 | 業者が自宅を訪問し貴金属や着物などの物品を買い取る契約 | 20日間以内 |
| 連鎖販売取引 | マルチ商法、ネットワークビジネス | |
| 業務提供誘引販売取引 | 内職商法、モニター商法 | |



クーリング・オフの手順

1 クーリング・オフの可能な期間を確認する。
(当日消印有効)

訪問販売の場合

契約日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

8日以内

電話勧誘の場合

電話勧誘があった日 契約書面を受け取った日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 | | | | |

8日以内

2 郵便はがきに必要事項をきれいに記入する。

◆宛名は販売会社の「代表者」とする。

◆クレジット契約をしている場合は信販会社用にも1通作成する

販売会社へ

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

契約書面受領日 平成〇年〇月〇日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○〇〇円

会社名 株式会社××××
○○○営業所
担当者 ○○□○

上記 契約を解除します

(支払い済みの○○○○〇円は速やかに返金し、商品をお引き取りください。)

平成〇年〇月〇日

契約者住所 ○○○○

契約者氏名 ○○ ○○

クレジット会社へ

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

契約書面受領日 平成〇年〇月〇日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○〇〇円

会社名 株式会社××××
○○○営業所
担当者 ○○□○

クレジット会社名 ○○○○

上記 契約を解除します

平成〇年〇月〇日

契約者住所 ○○○○

契約者氏名 ○○ ○○

3 両面コピーをとり、簡易書留または特定記録郵便にて通知。
控えは5年間保存しておく。

クーリング・オフの期限が過ぎていてもあきらめないで!!

クーリング・オフは期間が決まっていますが、契約の解除や取り消しができる場合があります。

- 「クーリング・オフ」はできないと言われた
- 断っているのに業者が帰ってくれず、仕方なく契約した
- 脅されて手続きができなかった
- 商品についてうその説明があった など

■ご相談・お問い合わせはお気軽に



泣き寝入りはイヤヤ!

局番なしの **188**

お近くの消費生活
相談センター等に
つながります♪



島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

●島根県消費者センター
TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918
受付時間/日曜～金曜8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
※日曜日は電話相談のみで12:00～13:00は休み

●島根県消費者センター石見地区相談室
TEL&FAX 0856-23-3657
受付時間/月曜～金曜8:30～12:00、13:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)

メールによる相談も受け付けています。

メール相談は即答することができませんので、お急ぎの方は相談時間内に電話または来所でご相談ください。

島根県消費者センター ホームページ

検索

